

2017年3月9日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料 出典:諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価方法書 要約書 平成28年1月 株式会社Looop 自然環境生物多様性センター自然環境Web-GISより引用、武田事務所作成

### 八ヶ岳中信高原国定公園 (長野県地域)

公園計画書 (公園計画の一部変更)

平成 22 年 12月 17日

環境省

#### 1 変更理由

八ヶ岳中信高原国定公園は、長野県のほぼ中央に位置し、多様な火山地形を有する八ヶ岳連峰 とその北西に広がる霧ヶ峰、高ボッチ、美ヶ原などの中信高原にわたる地域で、優れた自然景観 を有する国定公園である。八ヶ岳連峰に生育する高山植物、霧ヶ峰高原の湿原植物群落、美ヶ原 高原の乾性高原植物など、地域に特有の植生も見られ、多くの利用者が訪れる公園である。

昭和39年の指定以降、昭和40年代から50年代にかけて利用施設計画の追加が頻繁に行われてきたが、近年、自家用車の普及等による利用形態の変化が見られ、また、中信高原の一部では地域固有の動植物の生息・生育場所である自然環境が社会情勢の変化に伴い失われている。そのため、本公園における適正な保護と利用の促進を図るために公園計画の一部を変更する。

2017年3月9日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料 出典:八ヶ岳中信高原国定公園計画書 平成22年12月17日 環境省 より抜粋

資料2

# 自然公園法施行規則の一部を改正する省令について (舞舞)

平成 27 年 5 月自然環境局

# 一、改正の趣旨

なっています。 大な敷地を必要とする点などの形態的な特性を踏まえ、景観や動植物への影響に配慮し自然環境との調和を図るために、自然公園法上の審査の考え方を整理することが必要と 人の検討が行われています。特に、大規模発電容量の施設を設置するにあたっては、 導入量が増加している太陽光発電については、国立・国定公園内においても導

取りまとめました。 光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(以下、「基本的考え方」という。)を 27年2月までに計4回の検討委員会を開催し、 園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会」を設置しました。平成 化するにあたっての基本的な考え方を整理するため、平成26年9月に 環境省では、大規模太陽光発電施設の自然公園内への設置に係る審査の考え方を明確 「国立・国定公園内における大規模太陽 「国立・国定公

を踏まえ、 れた審査基準により許可等の可否について判断を行っています。今回、「基本的考え方」 おける太陽光発電施設の設置については、自然公園法施行規則第11条第13項に規定さ 現在、国立公園・国定公園の特別地域(特別保護地区及び海域公園地区を含む)内に 太陽光発電施設に係る審査基準を追加することとしたものです。 自然公園法施行規則に規定する工作物の新築、改築及び増築に関する審査基

# 2. 改正の内容

- 特別地域内の行為の許可基準(自然公園法施行規則第11条)の追加
- (1) 当該太陽光発電施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和で ないこと。
- (2) 以下のイ~ハの規定によること。ただし、同一 益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。 上部分の水平投影面積の和が 2,000 平方メートル以下であって、学術研究その他公 -敷地内の当該太陽光発電施設の地
- イ次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
- i) 特別保護地区、第一種特別地域又は海域公園地区
- ii) 別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認めら れるものをいう。) 定がされていること又は学術調査の結果等により、 の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指 に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法 .十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物 二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等(次 であるもの 特別保護地区又は第-

- **亜高山帯、** 風衝地、 湿原等植生の復元が困難な地域
- $\Theta$ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じてい
- 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
- 口 いものであるこ 当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならな
- ものでないこと。 当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼす
- (3)以下のイ~ホの規定によること。同一敷地内の当該太陽光発電施設の地上部分の 水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、 以下のi) ~ 当) に掲げる
- 基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
  i) 学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
  ii) 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
- 農林漁業に付随して行われるものであること。
- いものであるこ 当該太陽光発電施設の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が 30%を超えな
- U 5 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩か それ以外の道路の路肩から 5m 以上離れていること。
- 離れていること。 当該太陽光発電施設の地上部分の水平投影外周線が、敷地境界線から 5m 以上
- るものでないこ 自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域において行われ
- 支障木の伐採が僅少であること。
- (4 )当該太陽光発電施設の撤去に関する計画が定められており、かつ当該太I 施設を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものである かつ当該太陽光発電
- (5) 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が最小限であると認められ 。とこる
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼす おそれがないものであること。
- 当該行為による土砂及び濁水の流出のおそれがないこと。
- にしいては、 (7) の規定については、既存の工作物の上面又は側面に設置するもの この限りでない。

Π. 普通地域内における届出を要する工作物の基準(自然公園法施行規則第14条)の

「基本的考え方」においては、国立・国定公園の普通地域においても、大規模な太陽光発電施設について、対応を検討するべきであるとされました。このことを踏まえ、自然公園法施行規則第14条の「普通地域において届出が必要な工作物の基準」に項目を以下のとおり追加することとしました。 「太陽光発電施設のうち同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が1,000平方メー

トルを超えるもの」

## ω. 今後の予定

公布: 平成 27 年 5 月 19 日 8

施行:平成27年6月1日(月)

(自然公園法施行規則第14条の改正内容については、 8月から着手する行為

れらのエリア内での立地は避けてください。 「立地を避けるべきエリア」は、 様々なリスクが生じる可能性があるエリアであるため、 原則こ

本ガイ ドラインで規定する「立地を避けるべきエリア」は、 次のとおりです

#### 立地を選けるべきエリア」・(レッドエリア) 回終監禁 真想·自然真観保全 戰地保全 災害防止・森林機能保全 生態系保全 (3) 9 @ 9 **6 (4)** $\Theta$ 0 $\Theta$ (5) 保安林 文化財指定エリア 国立公園 鳥獣保護区の特別保護地区 国定公園 農用地区域等 水道水源保全地区 土砂災害危険箇所等 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 砂防指定地 $\ni$ (2) 第3種特別地域 (1) 第 1 種特別地域 (4)普通地域 (2) 第1種農地(農地または採草放牧地) (3) 市指定文化財 (2) 県指定文化財 (1) 国指定文化財 (3) 第3種特別地域 (2) 第 2 種特別地域 (1)特別保護地区 (4) 地すべり危険地 (3) 急傾斜地崩壊危険箇所 (2) 地すべり危険箇所 (1) 土石流危険渓流 農用地区域内農地 森林法 砂防法 農地法 る箇所 災害の防止に関する法律 狩猟の適正化に関する法律 長野県文化財保護条例 文化財保護法 関する法律 長野県水環境保全条例 災害が発生するおそれのあ 調査し、公表している土砂 要領・点検要領により県が 国土交通省や林野庁の調査 土砂災害防止法 急傾斜地の崩壊による 地すべり等防止法 鳥獣の保護及び管理並びに 上田市文化財保護条例 自然公園法 自然公園法 農業振興地域の整備に

「立地を避けるべきエリア」 としての理由については、 【参考資料】 2を参照してください。

太陽光発電施設建設に係る法整備等を求める意見書

平成28年 (2016年) 12月2日

経 人 纱 柴 済 閣 議 議 革 院 議 議 X 田 刑 MIL MI 様

脈

患

 $\star$ 

H

長野県議会議長向 山 公 人

地方自治法第99条の規定によ 2 下記の 7 dt 5 意見書を提出します。

빤

な役割を期待されている エネルギー 太陽光発電をはじめ 自給率の向上等の観点から、 7 of 6/1 再生可能エネルギ 我が国のエネルギ 24 地球温暖化対策に加え、 政策において重要

多数発生 業計画に対する情報不足等から、 設置が急速に進んでいる 進に向けた施策が進めら 政府においては、  $\subset$ ていると 固定価格買取制度の導入等、再生可能エネルギ N れており、 である。 力、 建設に当た 全国各地で地域住民と事業者とのトラブルが 導入量の大部分を占める太陽光発電施設の J ては、 防災面、 景観面の懸念や事 の普及促

ている。 取組では強制力に乏 Ø 本県にお いても条例に G いては、条例に 市町村対応マ よる規制等の取組が進められているが、 しいため、 りん Н 国全体で設置を規制する制度の確立が求め アルの作成等の対策を講じ -定規模以上の事業を環境影響評価の対象と 地方自治体の個々の ており、 また市町村 UV 4

に悪影響を及ぼす 可能エネルギ 要請する いて 本県議会は を更 11 とのないよ に推進するため、 国公公 及び政府において う法整備を含む必要な規制措置を講ず 太陽光発電施設建設が防災面や景観面等 自然や住環境と調和した ر الر 再生 対強